令和６年第１回取手市議会定例会　議案概要

議案：	３３件	条例の一部改正	１５件
		市道路線の認定・変更・廃止	３件
		財産の取得	１件
		令和５年度補正予算	７件
		令和６年度当初予算	７件
同意案：	１件	教育委員会委員の選任同意	１件
諮問：	１件	人権擁護委員の推薦	１件

議案第３号
取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（総務課）

地方自治法施行令が改正され条項の移動が生じることに伴い、同令を引用する条例の規定を改正するものです。

議案第４号
取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（子育て支援課・指導課・政策推進課・生涯学習課）

次の非常勤特別職の報酬について、改定を行います。

①　保育所嘱託医師及び保育所嘱託歯科医師の報酬の増額（子育て支援課）

現行の報酬額を見直し、令和６年度から職務の内容及び責任に応じた額に改定します。

・保育所嘱託医師　　　年額 135,000 円→200,000 円、65,000 円増額

・保育所嘱託歯科医師　年額 90,000 円→150,000 円、60,000 円増額

②　いじめ問題専門委員会委員の報酬に係る改定（指導課）

委員の業務のうち、いじめの事案の調査、報告書作成等については、膨大な作業量を要するとともに相当程度の負担を伴う業務であるため、現行の日額報酬（委員長 17,000 円、委員 15,000 円）とは別に規定を整備します。

いじめの事案の調査、報告書作成等に係る報酬は、条例で委員長・委員ともに日額の上限を 88,000 円と定め、詳細の内容は規則で定めます。

令和５年４月１日に遡って適用します。

③　いじめ問題再調査委員会委員の報酬に係る改定（政策推進課）

②と同様の改定を行い、令和６年度から適用します。

④　学校運営協議会委員の報酬に係る改定（生涯学習課）

報酬の支給単位をこれまでの年額 12,000 円から改め、令和６年度より、一つの学校運営協議会当たり年額 12,000 円とします。

例えば、Ａ小学校とＢ小学校の運営協議会の委員を兼任している委員については、これまでは年額 12,000 円を支給していましたが、令和６年度以降の支給額は年額 24,000 円となります。

議案第５号
取手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

職員の特殊勤務手当について、次の改正を行います。

①　医療的ケアに従事する職員の特殊勤務手当の新設

・作業１日につき 500 円（市規則で定めます。）

・１月当たりの支給額は 5,000 円を上限

②　生活保護事務に係る現業に従事する職員の特殊勤務手当に係る改定

従来の月額による支給（月額 5,000 円）から職員が従事した実績に基づいた支給に切り替えます。

・職務に従事した日１日につき 500 円（市規則で定めます。）

・１月当たりの支給額は 5,000 円を上限

議案第６号
取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（人事課）

地方自治法の改正を踏まえ、令和６年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための所要の整備を行います。

・支給対象者は、期末手当の支給対象者と同様に、任期の定めが６か月以上の会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が少ないものとして市規則で定められるものを除く）

・勤勉手当の基礎額は、報酬の月額の１か月当たりの平均額

・令和６年度の支給月数は、６月・12 月ともに 1.025 月ずつ

議案第７号
取手市介護保険条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

第９期介護保険事業計画期間（令和６年度から令和８年度まで）に向けた介護保険法施行令の一部改正を踏まえ、令和６年度から令和８年度までの３年間における 65 歳以上の第１号被保険者数や介護サービスの利用状況を推計し、当該期間中の介護保険料の額を改定するものです。

第１号被保険者の所得に応じた段階区分を見直し（高所得者の保険料率の引上げ、低所得者の保険料率の引下げ等）、低所得者の保険料上昇の抑制を図ります。

議案第８号
取手市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

指定居宅介護支援等に関する事業の人員・運営に関する基準等を定めている厚生労働省令の改正を踏まえ、その基準を参酌している条例についても同様に改正するものです。

※　指定居宅介護支援とは：

要介護者が、自宅で適切に介護保険のサービスを利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や環境、本人や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、その計画に基づきサービスを提供するサービス事業者との連絡調整等を行う。

議案第９号
取手市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

指定地域密着型サービスの人員・設備・運営に関する基準を定めている厚生労働省令の改正を踏まえ、その基準を参酌している条例についても同様に改正するものです。

※　指定地域密着型サービスとは：

認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、住み慣れた地域での生活が継続できるよう提供され、原則として事業所が所在する市町村の居住者のみが利用できるサービス。市が事業者の指定や指導監督を行う。

議案第 10 号
取手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

指定地域密着型介護予防サービスの人員・設備・運営に関する基準や、同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正を踏まえ、その基準を参酌している条例についても同様に改正するものです。

※　指定地域密着型介護予防サービスとは：
要支援者が、住み慣れた地域での生活が継続できるよう提供され、原則として事業所が所在する市町村の居住者のみが利用できるサービス。市が事業者の指定や指導監督を行う。

議案第 11 号
取手市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について（高齢福祉課）

指定介護予防支援等の人員・運営に関する基準や、同サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めている厚生労働省令の改正を踏まえ、その基準を参酌している条例についても同様に改正するものです。

※　指定介護予防支援とは：
要支援者が、自宅で適切に介護予防のためのサービスを利用できるよう、市が設置する地域包括支援センター等が心身の状況や環境、本人や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成したり、その計画に基づきサービスを提供するサービス事業者との連絡調整等を行う。

議案第 12 号
取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について（子育て支援課）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）の改正により施設の重要事項の書面掲示の義務付け

の見直し等が行われることに伴い、本市においても同様の措置を講ずるほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により条例が引用する法律の条項に移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正するものです。

※　特定地域型保育事業とは…０歳児から２歳児までを対象とした、より小規模な保育形態の区分であり、次の４分野で構成される。
（児童福祉法の家庭的保育事業等と同義。）
①　家庭的保育事業（認定を受けた家庭的保育者による、居宅等での保育）
②　小規模保育事業（保育所の小規模版）
③　居宅訪問型保育事業（保育を受ける者の居宅に訪問しての保育）
④　事業所内保育事業（事業所内での保育）

これらの保育事業の設備運営基準を市の条例で定めている。
市内では、④の事業所内保育事業が取手北相馬保健医療センター医師会病院で行われている（取手市医師会どんぐり保育園・定員 30 人）。

議案第 13 号
取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（国保年金課）

子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援の推進を図るため、政令で定める減額措置に加えて、市独自の減免措置により子育て世代の経済的支援を拡充します。

①　産前産後期間における所得割保険税及び被保険者均等割保険税の減免措置
現行の政令による減額措置（単胎妊娠４か月間・多胎妊娠６か月間）に加えて８か月間を減免し、単胎妊娠 12 か月間・多胎妊娠 14 か月間に拡充します。

②　18 歳以下の被保険者均等割保険税の減免
現行の減免措置を拡充し、18 歳以下の全ての被保険者について 100%減免とします。

18 歳以下の被保険者	（現行）		（今回の改正による市独自の減免）
	政令による減額	市独自の減免	
第１子（未就学児）	50%	−	50%
第１子（未就学児以外）	−	50%	50%
第２子以降	−	100%	−

議案第 14 号
　取手市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
　（国保年金課）

茨城県の医療福祉費等補助金交付要項が改正され、補助金の交付対象者が拡大されることに伴い、市の条例についても同様に市助成金の対象者を拡大するための改正を行います。

市の助成金の交付対象となる重度心身障害者等の範囲について、これまでの①から⑦までの要件に加えて令和６年度からは⑧及び⑨の要件も対象となるほか、④の要件についても対象者が拡大されます。

①　身体障害者手帳１級　又は　２級該当
②　身体障害者手帳３級該当　かつ　心臓、腎臓等の内部機能障害
③　療育手帳Ａ（重度）相当
④　身体障害者手帳３級該当（→３級又は４級該当）　かつ　療育手帳Ｂ（中度）相当
⑤　特別児童扶養手当の支給対象
⑥　国民年金法施行令別表１級に該当する障害年金等受給権者
⑦　精神障害者保健福祉手帳１級該当
⑧　身体障害者手帳３級又は４級該当　かつ　精神障害者保健福祉手帳２級該当
⑨　療育手帳Ｂ（中度）相当　かつ　精神障害者保健福祉手帳２級該当

議案第 15 号
　取手市営住宅条例の一部を改正する条例について（管理課）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条例の規定について所要の整理を行うものです。

議案第 16 号
　取手市建築基準条例の一部を改正する条例について（建築指導課）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う建築基準法の一部改正により「特定主要構造部」の概念が新設されたことを踏まえ、条例においても「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める改正を行います。耐火性能が要求されるのが特定主要構造部のみに限定されることとなるため、耐火建築物における部分的な木造化が可能となり、耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化が図られます。

議案第 17 号
取手市手数料条例の一部を改正する条例について（建築指導課・予防課）

次の点について改正するものです。

① 建築基準法の改正に伴うもの

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築基準法が改正され、既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務、道路内建築制限に係る特例認定が新設されたことに伴い、以下の手数料の新設を行うほか、所要の改正を行います。

ア 既存の建築物に対する制限の緩和に係る敷地と道路との関係の特例認定申請手数料

イ 既存の建築物に対する制限の緩和に係る道路内の建築制限の特例認定申請手数料

② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴うもの

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正され、同法の題名が変更されたことに伴い、同法を引用する条例の規定について所要の改正を行います。

（改正前）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
（改正後）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

③ 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料の額の改定

茨城県外も含めた他の所管行政庁との比較も踏まえ、令和６年７月１日以降に申請される長期優良住宅建築等計画等認定申請の手数料の額について改定を行います。

ア 新築で確認書等が添付されたものの申請

・一戸建ての住宅

（改定前）6,000 円 → （改定後）9,000 円

・一戸建て以外の住宅

	（改定前）	（改定後）
～ 5 戸	12,000 円	17,000 円
6～ 10 戸	22,000 円	28,000 円
11～ 30 戸	31,000 円	48,000 円
31～ 50 戸	58,000 円	77,000 円
51～100 戸	100,000 円	117,000 円
101～200 戸	166,000 円	200,000 円
201～300 戸	204,000 円	253,000 円
301～	217,000 円	287,000 円

イ　増改築等で確認書等が添付されたものの申請

・一戸建ての住宅

（改定前）9,000 円　→　（改定後）14,000 円

・一戸建て以外の住宅

	（改定前）	（改定後）
～　5 戸	18,000 円	26,000 円
6～ 10 戸	32,000 円	43,000 円
11～ 30 戸	47,000 円	72,000 円
31～ 50 戸	88,000 円	115,000 円
51～100 戸	151,000 円	176,000 円
101～200 戸	249,000 円	300,000 円
201～300 戸	306,000 円	380,000 円
301～	326,000 円	431,000 円

④　危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額の改定

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により危険物貯蔵所の設置許可申請手数料の額が変更されたことに伴い、令和６年４月１日以降に申請される同申請手数料の額について、本市においても同様の額の改定を行います。

危険物の貯蔵最大数量(kℓ)	（改定前）	（改定後）
1,000 以上　5,000 未満	1,180,000 円	1,450,000 円
5,000 以上 10,000 未満	1,410,000 円	1,720,000 円
10,000 以上 50,000 未満	1,590,000 円	1,920,000 円
50,000 以上 100,000 未満	1,950,000 円	2,360,000 円
100,000 以上 200,000 未満	2,270,000 円	2,740,000 円
200,000 以上 300,000 未満	4,550,000 円	5,640,000 円
300,000 以上 400,000 未満	5,820,000 円	7,240,000 円
400,000 以上 200,000 未満	7,070,000 円	8,790,000 円

議案第 18 号　市道路線の認定について（管理課）

開発行為により市に帰属した道路（台宿地区１路線）について、市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

議案第 19 号　市道路線の変更について（管理課）

次の理由により、市道路線を変更するため、議会の議決を求めるものです。

①　稲戸井調節池事業により道路の形態が変更されたもの（戸頭地区１路線）について、路線の終点を変更します。

② 県道谷田部・藤代線整備工事により道路の形態が変更されたもの（上萱場～下萱場地区１路線）について、路線の経由地を変更します。

③ 開発行為等により、路線の終点を変更します。（小浮気地区１路線）

議案第 20 号　市道路線の廃止について（管理課）

次の理由により、市道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。

① 公衆用道路としての機能を有していない市道路線（新取手地区１路線）を廃止します。

② 稲戸井調節池事業により、道路としての用途を有さなくなる市道路線（戸頭地区２路線）を廃止します。

議案第 21 号　取手小学校他７校小学校教師用デジタル教科書・教師用指導書の取得について（指導課）

４年ごとの教科書全面改訂に伴い、令和６年度から令和９年度に使用する教師用デジタル教科書 416 セット、教師用指導書 465 冊を購入するものです。

小学校８校の内訳：

取手小学校、白山小学校、寺原小学校、永山小学校、高井小学校、取手東小学校、戸頭小学校、取手西小学校

※ 上記のほかの６校分の教師用デジタル教科書 312 セット、教師用指導書 262 冊については別契約となり、予定価格が 2,000 万円を下回るため、今回の議案には含まれていません。

６校の内訳：

藤代小学校、山王小学校、六郷小学校、宮和田小学校、桜が丘小学校

議案第 22 号　令和５年度取手市一般会計補正予算（第 11 号）

1 補正予算の規模

補正予算の総額は 3 億 2,460 万 7 千円の増額で、補正後の予算総額は 475 億 9,552 万 6 千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
324,607	324,572	0	35	0

2　歳入予算の主な補正内容

給付金・定額減税一体支援枠の地方創生臨時交付金のうち、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯への給付に対応する金額を計上します。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）

3億2,457万2千円（国10/10）

3　歳出予算の主な補正内容

低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業　3億2,460万7千円

①住民税均等割のみ課税世帯への給付　1世帯あたり10万円

●支給対象世帯（以下の条件を全て満たす世帯が対象）

・令和5年度に実施する住民税非課税世帯への給付の対象世帯ではないこと

・同一の世帯に属する全員が、令和5年度の住民税所得割が非課税であること

・基準日（R5.12.1）における取手市の住民基本台帳に登録されていること

●支給見込世帯数　　2,200世帯

②低所得者の子育て世帯への給付　児童一人あたり5万円

●支給対象世帯（以下の条件を全て満たす世帯が対象）

・令和5年度に実施する住民税非課税世帯への給付、又は上記①の均等割のみ課税世帯への給付、いずれかの対象世帯であること

・基準日（R5.12.1）において、原則として同一世帯の18歳以下の児童を扶養していること

※　例外として、基準日以降に生まれた新生児、別世帯だが扶養している児童などは申請により対象となる場合があります。

●支給見込児童数　　1,800人

うち　非課税世帯分　　1,500人

　　　均等割課税世帯分　300人

＜支給スケジュール＞

・①・②いずれの給付も、住民基本台帳及び令和5年度の住民税課税状況から抽出した支給対象世帯へ、通知と申請書類を発送（3月下旬を予定）

・申請書の返送を受けて速やかに支給

議案第 23 号　令和５年度取手市一般会計補正予算（第 12 号）

１　補正予算の規模

補正予算の総額は 19 億 1,553 万 7 千円の増額で、補正後の予算総額は 495 億 1,106 万 3 千円となります。

（単位：千円）

区分	補正額の財源内訳			
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,915,537	246,269	1,475,600	150,027	43,641

２　歳入予算の主な補正内容

（１）市税　2 億 3,808 万 7 千円増

個人市民税所得割及び法人市民税法人税割について、令和 5 年度の課税実績により、増額します。

（単位：千円）

項　目		補正前の額	3 月補正額	補正後の額
個人市民税	所得割	5,406,741	119,411	5,526,152
法人市民税	法人税割	584,550	118,676	703,226

（２）地方交付税の再算定に伴う増額　2 億 5,585 万 3 千円増

国の補正予算により、普通交付税の再算定が行われたため、増額します。

（単位：千円）

項　目	補正前の額	3 月補正額	補正後の額
普通交付税	8,460,860	255,853	8,716,713

（３）地方創生臨時交付金　2,130 万 9 千円増

地方創生臨時交付金のうち、国の補助事業の地方負担分を歳入予算に増額します。

あわせて、今年度実施している臨時交付金事業の財源調整を行います。

令和５年度地方創生臨時交付金事業費一覧

（単位：千円）

予算計上時期		6月補正（追加分）	12月補正（先議分）	12月補正（追加分）	3月補正	合計
事業費		676,576	920,334	260,107	▲14,855	1,842,162
財源	国県					0
	その他		12			12
	臨時交付金	666,608	920,322	198,756	21,309	1,806,995
	一般財源	9,968	0	61,351	▲36,164	35,155

（４）主な基金の状況

（単位：千円）

項　目	基金残高補正前	3月補正		基金残高補正後	R6当初		R6年度末見込残高
		繰入金	積立金		繰入金	積立金	
財政調整基金	2,136,950	▲544,448	3,076	2,684,474	600,000	253,972	2,338,446
減債基金	1,329,800		144,225	1,474,025	150,000	22,508	1,346,533
公共施設整備基金	929,258	▲4,053	3,737	937,048	75,706	40,766	902,108
学校施設整備基金	495,471	▲1,138	405	497,014	15,360	534	482,188
ふるさと取手応援基金	1,141,294	45,741	101,219	1,196,772	1,604,578	2,001,605	1,593,799

３　歳出予算の主な補正内容

（１）国の令和５年度補正予算による事業　20億7,711万円

■学校施設整備事業　20億5,501万円（国支出金3億7,936万7千円・地方債16億4,500万円・一般財源3,064万3千円）

・白山小学校長寿命化改良事業　10億2,388万円
・高井小学校増築事業　8億760万円
・戸頭小学校バリアフリー化事業　3,500万円
・藤代南中学校バリアフリー化事業　1億5,253万円
・学校遊具安全対策事業　3,600万円

■地籍調査事業　2,210万円（県負担金1,420万5千円・一般財源789万5千円）

・本郷Ⅱ地区（本郷四丁目・本郷五丁目の各一部　0.13㎢）
・白山Ⅳ本郷Ⅰ地区（白山五丁目・本郷一丁目の各一部　0.18㎢）

（２）社会保障関係費の増額　1億6,317万7千円増

利用件数の増加、人件費の引き上げ、医療扶助費の増加などにより、不足が見込まれる社会保障関係費を増額します。

（単位：千円）

項目	補正前額	補正額	補正後額	主な増の要因
医療福祉費助成経費	622,318	23,533	645,851	利用件数の増加
民間保育園入所経費	904,589	110,644	1,015,233	人件費の引き上げ
生活保護費	1,121,961	29,000	1,150,961	医療扶助費の増加
合計	2,648,868	163,177	2,812,045	

（３）その他の主な歳出補正

■ふるさと取手応援寄附金推進事業の増額　１億 5,121 万９千円増

12 月補正でも増額を計上しましたが、引き続き寄附件数・金額が増加傾向にあることから、寄附金収入を基金に積み立てるための積立金及び業務委託料を増額します。

【内訳】

・ふるさと取手応援寄附受付等業務委託料　5,000 万円増

・ふるさと取手応援基金積立金　１億 121 万９千円増

（うち 121 万９千円は基金利子分の積立金の増額）

■集中降雨に伴う災害関連経費の減額　４億 5,552 万１千円減

令和５年６月２日の集中降雨に伴い、主に双葉地区に発生した災害に関連する経費について、支出実績の確定等により事業費を減額します。

（単位：千円）

項目	補正前額	補正額	補正後額
被災住宅応急修理業務委託料	232,980	△ 162,006	70,974
被災者生活再建支援制度補助金	66,000	△ 28,000	38,000
災害援護資金貸付金	68,000	△ 62,300	5,700
災害廃棄物処理委託料	220,000	△ 183,112	36,888
その他(災害見舞金・時間外手当等)	51,541	△ 20,103	31,438
合計	638,521	△ 455,521	183,000

議案第 24 号
取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第４号）（中心市街地整備課）

既定の歳入歳出予算から 8,540 万円を減額します。

歳入の補正内容は、社会資本整備総合交付金 4,270 万円の減、取手駅北市街地再開発事業債 3,840 万円の減、一般会計繰入金 430 万円の減となります。

歳出の補正内容は、取手駅北地区建築物整備事業において、再開発準備組合が建築設計及び事業計画作成に係る令和５年度の補助金申請を見送り、令和６年度に申請する方針としたことから、市街地再開発事業等補助金が 8,540 万円の減となります。

議案第 25 号　国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）（国保年金課）

既定の歳入歳出予算に 580 万 3 千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、一般会計における国県負担金の確定に伴い、保険基盤安定繰入金が 1,057 万 1 千円の減、未就学児均等割保険料繰入金が 420 万 6 千円の増となります。また、基金利子の確定に伴い財政調整基金利子が 580 万 3 千円の増、財源調整のため財政調整基金繰入金が 548 万 9 千円の増となります。

歳出の補正内容は、国保財政調整基金利子を積み立てるため、基金積立金が 580 万 3 千円の増となります。

議案第 26 号　後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）（国保年金課）

既定の歳入歳出予算総額に 713 万 9 千円を増額します。

歳入の補正内容は、一般会計における保険基盤安定対策費負担金の確定に伴い、低所得者軽減分繰入金が 693 万 1 千円、被扶養者軽減分繰入金が 20 万 8 千円、それぞれ増となります。

歳出の補正内容は、保険料納付金が 713 万 9 千円の増となります。

議案第 27 号　介護保険特別会計補正予算（第３号）（高齢福祉課）

既定の歳入歳出予算総額に 114 万 7 千円を増額します。

歳入の主な補正内容は、介護保険料が 4,809 万 6 千円の減、介護給付費準備基金繰入金が 4,998 万 2 千円の減となる一方、普通調整交付金が 1 億 500 万 7 千円の増、基金利子の確定に伴い介護給付費準備基金利子が 114 万 7 千円の増となります。

歳出の補正内容は、介護給付費準備基金利子を積み立てるため、基金積立金が 114 万 7 千円の増となります。

議案第 28 号　競輪事業特別会計補正予算（第１号）（産業振興課）

既定の歳入歳出予算総額から 2 億 6,942 万 9 千円を減額します。

歳入の主な補正内容は、前年度繰越金が 4,734 万円の増、通常開催車券発売収入が 3 億 97 万 7 千円の減、場外車券発売事務受託収入が 1,423 万 5 千円の減となります。

歳出の主な補正内容は、通常競輪事業に要する経費 3 億 370 万 5 千円の減で、的中車券払戻金 2 億 3,036 万 9 千円の減のほか、場外車券発売開催委託料 5,127 万 8 千円

の減など、競輪開催に係る経費の減額となります。

一方、競輪事業一般会計繰出金は、インターネット発売の売上増などにより、4,000万円の増額となります。

議案第 29 号から議案第 35 号まで　令和６年度取手市各会計当初予算

議案第 29 号から議案第 35 号まで（令和６年度取手市各会計当初予算）の内訳

- 議案第 29 号　一般会計予算
- 議案第 30 号　取手駅西口都市整備事業特別会計予算
- 議案第 31 号　国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 32 号　後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 33 号　介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号　競輪事業特別会計予算
- 議案第 35 号　取手地方公平委員会特別会計予算

同意案第２号
取手市教育委員会委員の選任に関する同意について（人事課）

令和２年４月１日付けで就任した猪瀬 哲哉（いのせ てつや）氏（現在２期目）の任期が本年３月 31 日で満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員会委員（任期４年）として選任したく、議会の同意を求めるものです。

※　前任者が任期途中で職を辞し、猪瀬委員はその委員の後任委員だったため、猪瀬委員の１期目の任期は前任者の残任期間（R1.11.29～R2.3.31）であった。

諮問第１号
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（市民協働課）

令和３年７月１日付けで就任した日和佐 壽美子（ひわさ すみこ）氏（現在２期目）の任期が本年６月 30 日で満了することに伴い、引き続き同氏を人権擁護委員（任期３年）として推薦したく、議会の意見を求めるものです。